

川棚町消防団入団の手引き

令和3年8月

川棚町消防団

川棚町総務課防災交通係

はじめに

消防団は、消防署に勤務している専門の消防職員とは異なり、生業を持ちながら活動を行っています。

団員を支えているのは、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という崇高な精神と団員一人ひとりの郷土愛、さらにはご家族のご協力、町民の皆さまの暖かいご支援により成り立っています。

川棚町の安全・安心な生活を守るため、一人でも多くの方が、地域防災のリーダーとして活動する消防団に入団していただくことを期待しています。

消防団の活動内容

(1) 消防の任務

消防とは、火災における消火活動はもとより、台風、豪雨、地震などの自然災害における救助活動や被害を防ぐ活動さらには事故災害における救助、救出活動など国民の生命、身体、財産を脅かすあらゆる災害に対処する活動をいいます。

(2) 消防団の活動

消防団の強みは次のようにいわれています。

○地域密着性

消防団員は区域内に居住し又は勤務していることから、地域の人々や事情に通じていること

○要員動員力

多数の団員の動員が可能なこと

○即時対応力

区域内に居住し又は勤務することから、災害の際に即時に対応が可能なこと

これらの特性を生かして、通常の火災はもとより、台風や豪雨などの風水害さらには大規模地震までさまざまな災害に対し、地域防災の中核として活動しています。また、日頃から訓練を行うとともに警戒活動を実施するなど、災害へ備えて地道な活動も行っている大変重要な組織です。

1 消防団（非常備消防）について

消防団は、常備消防である消防署とともに、町民の生命、身体及び財産の保護の任務にあたるために、消防組織法及び町の条例に基づき設置されています。

(1) 川棚町消防団の概要

川棚町消防団は、本部、7つの分団、ラッパ隊で組織され、条例定数は290人(令和3年6月1日現在の実員数252人)となっています。

本部、各分団等の構成及び消防車両の配備は、次のとおりです。

女性消防団員も7名の団員が活躍しています。

本・分団	定員	実員	管轄区域	詰所数	消防車両台数
本 部	22	19			指揮車 1
第1分団	44	32	数石、新百津、若草、山手、旭ヶ丘、下百津、上百津、栄町、岩立、城山	1	ポンプ車 1
第2分団	43	44	石木、川原、岩屋、木場、上組	3	ポンプ車 1 積載車（軽） 1 積載車（普） 1
第3分団	41	37	猪乗、五反田、中山	2	積載車（普） 2
第4分団	32	29	平島 1～4丁目、新町	1	ポンプ車 1
第5分団	35	32	野口、中組、宿、下組、国病	1	ポンプ車 1
第6分団	35	27	尾山、琴見ヶ丘、東白石、西白石、三越	2	ポンプ車 1 積載車（軽） 1
第7分団	38	32	大崎、東小串、西小串、惣津、新谷	2	ポンプ車 1 積載車（普） 1
ラッパ隊		(27)			
計	290	252		12	指揮車 1 ポンプ車 6 積載車（普） 4 積載車（軽） 2

令和3年6月1日現在

(2) 消防団員の任務

各分団には、それぞれ受持ちの管轄地域があり、地域の消防拠点となる消防詰所を持ち、詰所には消防ポンプ車又は小型動力ポンプ付積載車などを配備しています。

通常、消防団員は農業、商業又は会社員などの職業に従事しており、火災発生を知るとともに各詰所に参集し、消防車に乗って火災現場へ出動します。

火災現場では放水消火など必要に応じて様々な活動を行い、鎮火後も火災現場を受持つ分団が再出火の警戒に当たります。

また、火災だけでなく、大雨、洪水災害時の巡回、警戒活動など、非常災害時には地域のために出動しています。

そのほか、訓練、広報活動、消防水利の点検、ときには地域行事の警備など、多岐にわたる活動を実施しています。

(3) 入団資格

入団するための要件は、「川棚町消防団員の定員、任免、服務等及び給与に関する条例」において、次のように定められています。

- ① 当該消防団の管轄区域内に居住し、又は勤務する者
- ② 年齢 18 歳以上の者
- ③ 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(4) 消防団員の身分・待遇

消防団員の法的な身分は、ボランティアではなく、特別職の公務員となります。また、その活動に対して次のような支給や補償があります。

- ① 階級に応じて年額の報酬が支給されます。(別表1)
- ② 火災等への出動や訓練の参加に対して出動手当が支給されます。(別表1)
- ③ 活動に必要な被服等が貸与されます。個人で購入していただくものではありません。(別表2)
- ④ 活動中に怪我をされた場合、法令等に基づき補償されます。
- ⑤ 5年以上勤続された場合、退団するときに、勤続年数と階級に応じて退職報償金が支給されます。(別表3)

(5) 表彰制度

一定の期間以上勤続して地域の消防防災に貢献した団員や、特に功労が

あった団員に対して表彰を行っています。

表彰は、年功や功勞の度合いによって町長、長崎県消防協会会長、長崎県知事、日本消防協会会長、消防庁長官などから授与されます。

(6) 消防団員に対する災害補償等

消防団員には次のような補償等を行っています。

① 公務災害補償(長崎県市町村総合事務組合)

消防活動中に負傷したり疾病にかかったりしたとき、又は障害の状態になったときの損害補償や、死亡したときの遺族補償などが支払われます。

② 火災共済

全団員家族が加入しているもので、団員の住家が火災、落雷、風水害、雪害などの被害をうけたときに、共済金が支払われます。

掛金は自己負担で、報酬から控除されます。

③ 福祉共済

全団員が加入しているもので、団員が死亡した又は一定の障害を受けた場合に援護金、見舞金等が支払われます。また、7日以上入院をした場合にも入院見舞金が支払われます。(別表4)

掛金は自己負担で、報酬から控除されます(町から半額補助します)。

2 主な消防行事の紹介

(1) 教育訓練

① 初任者（新入団員）研修（4月）

消防団員としての基本的な動作や行動の訓練を行います。

② 部長・班長研修（4月）

中堅消防団員として必要な訓練を行います。

③ 消防学校における研修

長崎県消防学校において、各課程の研修を受講します。

受講者は、各分団において調整し決定します。

(2) 水防訓練（6月頃）

大雨、洪水等の災害に対する技能の向上等を図る訓練を概ね3年ごとに実施しています。



(3) 夏季訓練（8月下旬）

火災発生時の迅速かつ的確な活動を可能とするため、全団員が参加し、ポンプ操法などの訓練を行う総合防災訓練を毎年8月下旬に実施しています。



(4) 消防ポンプ操法大会（8月上旬）

消防ポンプ操法とは、消防用機械器具の操作・取扱方法のことで消火活動の基本となる動作です。

2年に1回開催される長崎県消防ポンプ操法大会に川棚町から（6年に1回）各分団の持ち回りにより出場します。



(5) 火災防御訓練（11月頃）

林野火災や市街地火災を想定し、全分団出動し長距離送水等を伴う実践的訓練を行い、総員出動に対応した組織的技能の向上を図っています。



(6) 消防車両・施設の整備点検（毎月2回）

各分団において、消防ポンプ車や装備品などを定期的に整備点検し、有事に備えています。

(7) 消防出初式（1月）

毎年1月の最初の日曜日に消防出初式を行います（最初の日曜日が正月3が日の場合は第2週目の日曜日）。

新年にあたり全団員が参加し、式典終了後、決意を新たに市巾行進と一斉放水を行い、1年の無火災と消防活動の無事故を祈願します。



3 資料

別表1 報酬及び出動手当等

階 級	年 額	出動手当
団長	148,700 円	出動1回につき 2,700 円
副団長	110,000 円	
分団長	106,000 円	
副分団長	38,700 円	
部長	30,600 円	
班長	27,500 円	
団員	25,500 円	

長崎県消防学校入校の旅費

鉄道賃等（交通費）	日当（1日につき）	食費、その他負担金等
実費	6,200 円	実費

別表2 貸与品(全団員に貸与しているもの)

乙種服	法被、ズボン、江戸腹、帯
その他の貸与品	活動服（上衣、下衣）、アポロキャップ、ヘルメット、長靴

別表3 退職報償金支給額表

(単位：千円)

勤務年数 階級	5年以上		10年以上		15年以上		20年以上		25年以上		30年以上
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	30年未満	30年未満				
団 長	239	344	459	594	779	979					
副 団 長	229	329	429	534	709	909					
分 団 長	219	318	413	513	659	849					
副分団長	214	303	388	478	624	809					
部長及び班長	204	283	358	438	564	734					
団 員	200	264	334	409	519	689					

別表4 福祉共済制度の給付内容

区 分	事 由	給付種別			金額 (円)	
死 亡	公務・公務外	遺 族 援 護 金			1,000,000	
	公 務	弔 慰 金			23,000,000	
		弔慰救済金	付 加 給 付	1号	10,000,000	
				2号	7,000,000	
				3号	5,000,000	
保 育 援 護 金			1人 250,000			
重度障害 障害の等級 1級又は2級	公務・公務外	生 活 援 護 金			1,000,000	
	公 務	重度障害見舞金			23,000,000	
		見舞金	付 加 給 付	1号	6,000,000	
				2号	4,500,000	
				3号	2,500,000	
保 育 援 護 金			1人 250,000			
障害 障害の等級 3級~12級	公務・公務外	障害見舞金	3級又は4級		500,000	
			5級又は6級		300,000	
			7級又は8級		180,000	
			9級又は10級		90,000	
			11級又は12級		60,000	
	公 務	見舞金	付 加 給 付	3 級 ↓ 6 級	1号	750,000
					2号	750,000
				7 級 ↓ 9 級	3号	500,000
					1号	500,000
					2号	500,000
		3号	400,000			
入 院	公務・公務外	入院見舞金 (120日限度) 7日以上入院で入院日数1日あたり			1,500	

(1) 出動基準

① 基本事項

消防車による出動は原則として3人以上で行います。

② 火災出動

火災の際の出動方法については各分団で取り決めがあるため、分団長等の指示に従ってください。

なお、消防団への出動要請は次のように行われます。

(ア) 建物火災

町の防災行政無線でサイレン吹鳴、火災発生の放送を流します。建物火災は原則として全分団出動となっておりますが、ぼや程度の火災と事前に確認できた場合はサイレン吹鳴を行わない場合があります。

(イ) 林野、車両、その他火災

佐世保市消防局から町（消防本部）へ火災・場所等の連絡があるので、本部分団又は管轄の分団に現場の確認を要請し、消防団の出動が必要な場合は、町の防災行政無線でサイレン吹鳴、火災発生の放送を流します。

※「佐世保市消防局災害情報配信サービス」の登録をしておくと、建物火災が発生した場合はメールが届きます。

(ウ) 大雨・洪水警報、暴風(暴風雪)警報発表時

状況に応じて、連絡網にて出動要請が発信されます。要請内容に従い警戒巡視等の活動を行い、被害・危険箇所を発見した場合は警戒本部へ報告をしてください。また、警報発令が予想される時は外出・飲酒を控えるなど、出動できる準備をお願いします。